

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会

第1回総務企画専門委員会

参考資料

- 【資料1】 日本のひなた宮崎国スポの概要及び競技会会期
- 【資料2】 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則
- 【資料3】 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針
- 【資料4】 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町専門委員会規程
- 【資料5】 競技式典・宿泊衛生・輸送交通専門委員名簿
- 【資料6】 日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画・年次計画

日本のひなた宮崎国スポ（第81回国民スポーツ大会）の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として、毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

2 名称等の変更について

「国民体育大会」は、令和6年度に佐賀県で開催された第78回大会から、「国民スポーツ大会」に名称変更され、略称も「国体（こくたい）」から「国スポ（こくすぽ）」となります。

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
略 称	国体（こくたい）	国スポ（こくすぽ）
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES

3 主催

大 会 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各 競 技 会 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

4 大会会期、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

大会会期 令和9年（2027年）9月26日（日）～10月6日（水）（11日間）

大会名称 第81回国民スポーツ大会

大会愛称 **日本のひなた宮崎国スポ**

スローガン つむ
紡ぐ感動 神話となれ

マスコット 『みやざき犬』



【参考】 令和元年：茨城国体 令和2年：鹿児島国体（延期） 令和3年：三重国体（中止）
令和4年：栃木国体 令和5年：鹿児島特別国体 令和6年：佐賀国スポ
令和7年：滋賀国スポ 令和8年：青森国スポ 令和9年：宮崎国スポ

5. 実施競技

＜正式競技＞（毎年実施競技 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

※隔年実施競技 ボクシング、クレー射撃のうち、宮崎大会ではボクシングを実施

＜特別競技＞（1 競技）

高等学校野球（硬式及び軟式）

＜公開競技＞（6 競技）

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック

＜デモンストレーションスポーツ＞

県民の国スポへの参加機会をより多く設け、子どもからお年寄りまでスポーツに親しむきっかけづくりを目的としたレクリエーションスポーツです。

6. 大会参加者数（燃ゆる感動かごしま国体 実績）

（単位：人、延べ人数）

	選手・監督	大会関係者	観覧者	合計
大会全体	85,462	124,970	443,203	653,635
軟式野球	1,353	2,779	12,438	16,570
バドミントン	764	1,467	11,690	13,921

7. 高鍋町開催競技

＜正式競技＞

競技	種別	競技別会期	開催施設
バドミントン	全種別 (成年男女、 少年男女)	令和9年9月26日～ 令和9年9月29日 (4日間)	井上スポーツセンター 高鍋町総合体育館
軟式野球	成年男子	令和9年10月3日～ 令和9年10月6日 (4日間) ※高鍋町では上記のうち10月3日～ 10月4日の2日間開催(予定)	高鍋総合運動公園 MASUDAスタジアム

※軟式野球については6市町（延岡市、日向市、西都市、門川町、川南町、高鍋町）で共同開催します。

※令和6年12月12日に競技別の会期が決定しました。

＜デモンストレーションスポーツ＞

競技	種別	開催(予定)施設
フレッシュグラウンド・ゴルフ	—	小丸河畔運動公園多目的広場

※デモンストレーションスポーツの競技会期や具体的な内容については今後検討していきます。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則

令和6年9月26日

高鍋町実行委員会設立総会承認

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は高鍋町において開催される大会に関する事項の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること
- (2) 大会等の開催に必要な施設及び設備に関すること
- (3) 大会等の開催及び準備のための経費に関すること
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (5) その他必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、役員及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高鍋町を代表する者
- (2) 高鍋町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、高鍋町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会等の開催基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、総会から委任又は付託された事項について調査審議し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

3 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。

4 前各号に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高鍋町教育委員会内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高鍋町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年9月26日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和7年3月31日までとする。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針

令和6年9月26日

高鍋町実行委員会第1回総会承認

1 基本方針

日本のひなた宮崎国スポが開催されることは、町民のスポーツに対する関心を高め、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものと考えられます。

開催にあたっては、本町の自然や歴史、産業、文化など多彩な魅力を見つめなおすとともに、将来へと引き継がれる貴重なスポーツ資源となるように大会終了後を見据えた取り組みを推進します。また、大会運営に関わる多様な主体の参画と協働により、「歴史と文教の城下町たかなべ」の多彩な魅力を全国に発信する大会運営を目指します。

2 実施目標

(1) 協働でつくる心に残る大会

国民スポーツ大会の成功という目標に向けて町民、関係団体、行政など多様な主体の総力を結集し、協働による運営を行うとともに、喜びと感動を分かち合い、大会に関わる人々の心に残る大会を目指します。

(2) 効率化及び創意工夫を凝らした大会

創意工夫により時代のニーズに沿った効率的かつ効果的な大会運営を図ります。

(3) 高鍋町の魅力を全国に発信する大会

高鍋町の歴史や文化、産業、食など多彩な資源を生かし、訪れる方々をおもてなしの心であたたかくお迎えするとともに、本町の魅力を全国に発信することで地域のさらなる活性化につながる大会を目指します。

(4) スポーツの推進につながる大会

選手が十分に実力を発揮できる運営を目指すとともに、大会を契機に町民一人ひとりがスポーツへの関心や意欲を高め、競技スポーツ及び生涯スポーツへの推進につながる大会を目指します。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会専門委員会規程

令和7年2月20日策定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則第11条第4項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及び日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会総会からの委任及び付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。

4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年2月20日から施行する。

2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表2（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 運営委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報・大会PRに関すること 4 町民運動に関すること 5 歓迎及びおもてなしに関すること 6 炬火イベントに関すること 7 文化プログラムに関すること 8 募金、企業協賛に関すること 9 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技の実施運営に関すること 2 式典に関すること 3 施設整備に関すること 4 競技役員等の養成及び編成に関すること 5 公式練習会場に関すること 6 応援に関すること 7 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 医療救護に関すること 4 弁当に関すること 5 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送に関すること 2 交通及び駐車場対策に関すること 3 警備及び消防防災に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

競技式典専門委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	区分	所属団体 役職名	氏名
委員長	スポーツ	高鍋町スポーツ推進委員協議会 会長	田中 律
副委員長	競技会	宮崎県バドミントン協会 副理事長	山内 勉
委員	競技会	宮崎県軟式野球連盟 児湯支部担当	比江島 年見
委員	競技会	高鍋町グラウンドゴルフ協会 理事長	木村 信勝
委員	教育	高鍋町小中学校長会 会長	黒木 修志
委員	教育	宮崎県立高鍋高等学校 主管教諭	甲斐 康德
委員	教育	宮崎県立高鍋農業高等学校	
委員	教育	宮崎県立農業大学校 副主幹	否笠 美由紀

宿泊衛生専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	区分	所属団体 役職名	氏名
委員長	競技会	宮崎県バドミントン協会 副理事長	山内 勉
副委員長	競技会	宮崎県軟式野球連盟 児湯支部担当	比江島 年見
委員	医療	一般社団法人 児湯医師会 事務長	黒田 耕弘
委員	衛生	宮崎県高鍋保健所 衛生課長	鳥取部 和弘

輸送交通専門委員会

(敬称略・順不同)

役職	区分	所属団体 役職名	氏名
委員長	競技会	宮崎県バドミントン協会 副理事長	山内 勉
副委員長	競技会	宮崎県軟式野球連盟 児湯支部	比江島 年見
委員	安全対策	東児湯消防組合 救急課長	益田 敬志
委員	安全対策	宮崎県高鍋警察署 交番所長	板垣 竣也

【事務局】高鍋町教育委員会社会教育課

事務局長	社会教育課長	濱本 明俊
事務局次長	社会教育課長補佐	佐藤 英伸、平木 将司
事務局員	社会教育課社会体育係	田中 健士郎、河野 拓馬、三笠 俊史
アドバイザー	社会教育課	島埜内 遵

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画

令和7年3月18日

第1回総務企画専門委員会承認

1 趣 旨

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の成功に向け、町民・行政・各関係機関等との連携を図り、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、運営に関わる人々の心に残る大会の実現を目指し、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針」に基づいて、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

（1）総務企画関係

① 総務企画

県、競技団体、及び関係団体（以下「県等」という。）との緊密な連携を図り、各競技会を成功させるとともに、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた活力あるまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画を策定し、施策の推進を図る。

② 財務

県等と相互協力のもと、簡素化を図りながらも、創意工夫により時代のニーズに沿った、効率的かつ効果的な財務の運営を図る。

③ 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、高鍋町を訪れる方々をはじめ、全国に自然・歴史・文化など高鍋町の魅力を発信する。

④ 町民協働

町民に大会の意義を広めるとともに、町民一人ひとりがそれぞれの立場で参加し、活躍する大会とすることで、その経験を将来の町民協働によるまちづくりにつなげる。

⑤ 歓迎・おもてなし

選手団体や大会関係者をはじめ、高鍋町を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然・歴史・文化など本町の魅力に触れていただき、大会終了後も訪れていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

（2）競技式典関係

⑥ 競技

競技会の円滑な運営を図るとともに、県等と連携を図りながら、競技に必要な競技用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

⑦ 式典

表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めることを基本としながらも、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

⑧ 施設

国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、既存施設の有効活用を図るとともに、日本のひなた宮崎国スポ開催後の町民利用にも配慮した整備に努める。

(3) 宿泊衛生関係

⑨ 宿泊

選手、監督及び大会関係者等の宿泊については、県等と連携し、効率的な配宿体制の確立を図る。

⑩ 医事・衛生

本町を訪れる方々が、清潔で快適な環境で活躍や観覧等ができるよう、医療機関及び関係機関等との連携協力を図りながら、医事・衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送・交通関係

⑪ 輸送交通

本町の交通事情を勘案し、交通事業者と連携しながら、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに交通混雑の緩和等へ配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

⑫ 警備防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保、事故等の防止及び大規模災害など非常時における緊急対応に万全を期するため、警備、消防・医療等の関係機関と連携しながら、警備・防災体制の確立を図る。

3 開催推進総合年次計画

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。

また、年次計画は、進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。